



3教保第240-10号
令和3年8月8日

各県立学校長 殿

教 育 長

新型コロナウイルス対策における「緊急事態対策期」への移行を受けた
学校の対応について（8月9日～31日）

県内における新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、本で行われた第66回香川県新型コロナウイルス対策本部会議にて、「緊急事態対策期」に引き上げることが決定されました。

8月9日（月）から31日（火）の間、学校における感染症対策について特に対応いただきたい点をまとめました。県内において急激に感染が増加していることやデルタ株等の変異ウイルスの置き換わりが進んでいることなどから、早期の情報収集や感染症対策が必要となります。各校においては、特に課外活動や部活動等で感染が拡大しないよう、注意喚起と感染症対策をお願いします。

なお、本通知により、文部科学省が示す学校の行動基準は、「レベル2」を継続することを申し添えます。

記

1 児童生徒及び教職員の心身状況の把握、心のケア等

- ・ 夏季休業中、登校日や出勤日だけでなく、風邪症状等がなかったか毎日の健康観察を家庭で行うよう、再度メール等で周知するとともに、本人やその家族に症状がある場合は、登校や出勤を控えるようにすること。
- ・ 登校時の健康観察（検温結果及び健康観察票等の確認）を顧問や担当教員が確認すること。特に、夏季休業明けは担任を中心に健康観察を徹底し、情報共有を行って、新型コロナウイルス感染症だけでなく、様々な理由で心身の不調を訴える児童生徒の早期発見と対応に努めること。
- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援ができるよう、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応すること。
- ・ 感染の判明や濃厚接触者の特定等により、部活動の試合に出場できなかつたり、学校行事が延期になつたりすることで、一部の児童生徒に非難が集中し、偏見等が生まれないよう、適切に指導すること。
- ・ コロナワクチン接種は、児童生徒や保護者の希望によって行われるものであり、接種・未接種の意志がともに尊重されるようにすること。特に、接種・未接種の児童生徒が判別されることのないように注意すること。
- ・ ワクチン接種による欠席や副反応による体調不良等で欠席した場合は、出席停止とするなど、本人に不利が生じないように、柔軟に対応すること。

2 児童生徒及び教職員が感染者及び濃厚接触者、接触者に特定された場合の対応

下記に該当する場合、本人や保護者から学校に速やかに連絡をするよう、協力依頼をし、学校は連絡体制を整備しておくこと。

(1) 感染者と判明した場合

(2) 濃厚接触者及び接触者に特定された場合

※ (1) 及び (2) に該当した場合、速やかに管理職を中心とした関係職員と情報共有を図ったうえで、担当課へ連絡すること。

※ 状況により、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業を行う場合は、様式⑤を保健体育課へ提出すること。

※ (2) の検査結果を必ず報告すること。

※ 夏季休業中であっても、濃厚接触者や接触者に特定されたり、陽性が判明したりした場合は、速やかに担任や顧問等に報告するよう、周知すること。

3 各教科や特別活動等における感染対策

(1) 各教科における対応

- 各教科における「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」は、最少人数や短時間での活動、人との距離の確保等、学習方法を工夫しながら、感染対策を徹底した上で行うこと。
- できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはさせず、器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。

(2) 特別活動等についての対応

- 宿泊を伴う活動については、8月9日～31日の間、原則中止とすること。
- 宿泊を伴わない活動においても、感染状況に鑑み、実施の可否を慎重に検討するとともに、事前指導も含め、感染症対策を徹底すること。

4 部活動

(1) 実施の可否について

	区分	実施の可否
ア	自校のみの練習	○(※1)
イ	県内の学校との練習試合を含めた交流・合同練習等	
ウ	県内大会等への参加	○
エ	全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連等が主催する大会等への参加	
オ	県内及び県外での宿泊を伴う活動（上記エを除く）	×(※2)
カ	県外での練習試合等への参加、県外からの選手・チーム・指導者等の招へい、県外の卒業生等の練習参加	

(※1)ア及びイにおける留意点

- 自校のみの練習及び県内の学校との練習試合を含めた交流・合同練習等は可とするが、昼食を挟む活動は認めない（午前または午後のみとする）。
- イについては、1日あたり、交流する学校は1校のみとすること。
- 活動は、部活動ガイドラインに示された練習時間以内とし、熱中症対策の点からもできるだけ短時間で効率的に行うこと。

(※2) オ及びカにおける留意点

- ① オ及びカの実施が可能と認められる対象は、エに示した直近の大会等へ出場が決定している部のみ
- ② 現在計画している活動を除き、新規の活動は8月9日～31日の間、禁止とする。
- ③ 現在計画している活動においても、以下の点を留意し、校長が慎重に見直しを行った上で、真に必要と判断した場合は活動を認める。
 - ・ 以下の地域との交流は禁止とする。(この3つの地域を以下「対象地域」という)
 - i 緊急事態宣言対象地域
 - ii まん延防止等重点措置区域
 - iii 新規陽性者数が15人以上/人口10万人/週の地域
 - ・ 地域の感染状況は、NHKの新型コロナウイルスに関する特設サイト等を参照すること。
NHKの新型コロナウイルスに関する特設サイト「直近1週間の人口10万人あたりの感染者数」
<https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/data/#latest-weeks-card>
 - ・ 活動前日までに「新規陽性者数が15人以上/人口10万人/週」となった場合は、中止すること(当日に15人以上になった場合も同様。また、15人に達していなくても、感染の増加傾向がみられる場合は、慎重に判断すること)。
 - ・ 活動場所が対象地域以外であっても、対象地域の学校との交流がないよう、校長は計画を事前に確認すること。
 - ・ 活動中に15人以上となった場合は、速やかに帰県するなど中止すること。
 - ・ 生徒及び教職員が県外で活動した場合及び県外からのチーム等と活動した場合は、帰県後または活動終了後、14日間は行動記録をとること(エの場合も同様とする)。
- ④ 香川県が対象地域に該当する期間は、オ及びカの活動は禁止とする。

(2) 実施上の留意点について

- ・ 顧問による活動開始前の健康観察を徹底し、少しでも体調に不安のある生徒については、部活動に参加させないことを徹底すること。
- ・ マスクの着用については、熱中症等健康被害の防止のため、最大限の注意喚起を行うこと。
- ・ 部活動ガイドラインを遵守し、より短時間で効果的な活動とすること。
- ・ 部活動については、顧問のみで実施を決定するのではなく、校長が実施計画・大会要項等を十分に確認した上で判断し、決定すること。
- ・ 参加については、本人及び保護者の意思を確認するとともに、それを尊重すること。また、活動の参加の意思を確認する場合は、一般的に不参加を表明しにくいことを踏まえ、意思表示がしやすい雰囲気づくりに努めること。
- ・ 主催団体が示す感染予防対策ガイドラインや本県が示している通知を踏まえ、感染予防を徹底した上で参加すること。
- ・ 活動前後における交流会や懇親会等への参加については、厳に慎むこと。
- ・ 感染のリスクが高い活動については、慎重に検討を行うこと。
- ・ 用具等については、可能な限り共有を避けること。
- ・ 部室等の利用については、15分以内の短時間の利用とし、人との距離が最低1メートル確保できるようにし、一斉に利用しないこと。

- (3) 文化部活動を行う場合は、香川県高等学校文化連盟及び香川県教育委員会が策定した「文化部活動の実施に関する留意点」（令和2年6月3日策定、令和3年4月5日改定）を遵守すること。特に、合唱等を行う場合は、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」（令和2年12月10日 文部科学省初等中等教育局長・文化庁事業連盟通知）等を遵守し、感染症拡大防止に努めること。

5 その他

- ・ 香川県作成の「新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針」に示されている内容を確認し、留意すること。
- ・ 昼食時など、食事の前後での手洗いを徹底し、一方向を向いて食事をする、食事中は会話をしないなど、飛沫を飛ばさない対策を徹底すること。
- ・ 授業及び部活動終了後は、児童生徒間で会食をせず、速やかに帰宅するよう、周知すること。
- ・ マスクの着脱については、これまでの通知を遵守し、健康状態など様々な理由でマスクを着用するまたはできない児童生徒に対して、差別や偏見等が生まれないよう、適切に指導すること。
- ・ 夏季休業中であっても、家族や学校関係者等身近な人の感染が判明し、保健所や学校医の助言で部活動や課外活動等が中止している期間は、自宅待機をするよう、保護者に協力依頼をすること。
- ・ 本通知に示していない感染症対策についても、文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.4.28 Ver.6)」を参照し、全教職員が対応に当たるとともに、教職員も自身の健康観察に努めること。
- ・ 濃厚接触者及び感染者やその家族等はもちろんのこと、県外等校区外からの転入生などが、不当な理由でいじめや差別を受けることがないように、人権に最大限配慮するとともに、該当の児童生徒及び教職員が学校に復帰しやすいよう、環境を整えること。



3教保第240-10号
令和3年8月8日

各香川大学教育学部附属学校(園)長 殿

香川県教育委員会事務局
保健体育課長

新型コロナウイルス対策における「緊急事態対策期」への移行を受けた
学校の対応について（8月9日～31日）

このことについて、別添写しのとおり、各県立学校長あて通知しましたので参考送付
いたします。



3教保第240-10号
令和3年8月8日

総務学事課長 殿
薬務感染症対策課長

保健体育課長

新型コロナウイルス対策における「緊急事態対策期」への移行を受けた
学校の対応について（8月9日～31日）

このことについて、別添写しのとおり、各県立学校長あて通知しましたので参考送付
します。